

稻人会同窓会応援補助金規程

第1条（目的）

本事業は、母校である人間総合科学大学及び早稲田医療技術専門学校とともに「さいたま市・蓮田市」の魅力を再確認してもらい、同窓生がさいたま・蓮田地域での交流と親睦を再開するきっかけをつくることを目的とする。

第2条（対象となる同窓会等）

人間総合科学大学及び早稲田医療技術専門学校卒業生で構成され、同学年もしくは複数学年を単位とする団体が行う親睦会等(以下「同窓会」という)で、同窓生の一員が主催者となるものであること。

第3条（補助金支給の要件）

以下の1から4のすべてに該当する同窓会であること。

1 主催者と同年度に卒業した者全員(物故者を除く)に、開催通知を発送等（メール、SNSを含む）することにより開催するものであること。

2 さいたま市及び蓮田市内で開催するものであること。

3 5年以内にこの補助金の支給を受けたことのあるものでないこと。

※一度補助金支給を受けた学年は5年経過しないと2回目の補助対象とはならない。5年を経過するごとに次回の申込ができる。なお、申込団体多数の場合は支給回数の少ないものを優先することとする。

4 開催後、「稻人会会報」又は、人間総合科学大学公式ホームページ上の稻人会サイトに開催状況を掲載することが可能である同窓会であること。

5 支給については、原則として申込受付順とし毎年度10組を上限とする。

第4条（補助金の対象となる経費）

1 印刷製本費及び通信費

2 会場代及び飲食等に係る経費

第5条（補助金額）

1つの同窓会につき5万円とする。ただし、通知を発送する同窓生が20人未満である場合は3万円とする。

第6条（申込方法）

主催者は「稻人会同窓会応援補助金申込書」(別紙様式)に必要事項を記載の上、稻人会事務局(人間総合科学大学蓮田キャンパス内)へ郵送又はメールで提出する。

※「稻人会同窓会応援補助金申込書」は人間総合科学大学公式ホームページの中の「通学生 同窓会(稻人会)のご案内」からダウンロードできる。さいたま市及び蓮田市内で開催される同窓会等の経費の一

部を助成します

第7条（申込期間） 4月1日から8月31日までとする。対象は、当該年の10月1日から翌年9月30日までに開催予定の同窓会とする。

※ただし、令和7年度については令和7年10月31日までを申込期限とする。

第8条（審査会） 稲人会会長が指名する4～8名(稲人会会長を含む)をもって「審査会」を構成し、申込のあった「稲人会同窓会応援補助金申込書」の内容の審査し支給の可否を決定する。

第9条（支給の決定） 稲人会事務局は、審査会の決定を受け同窓会の主催者に「支給(不支給)決定通知書」を通知する。その後、支給決定団体には該当する補助金を主催者の口座に振り込む。

第10条（実績報告） 主催者は、同窓会の終了後2か月以内に「実績報告書」と以下の書類を添えて稲人会事務局に提出する。

- 1 開催案内文書
- 2 開催案内を発送等した全員の氏名を記載した名簿
- 3 会計報告書
- 4 領収書及び請求明細書の写し
- 5 「稲人会会報」掲載のための原稿(400字詰め原稿用紙1枚程度)と、掲載可能な写真1～2枚

第11条（その他）

- 1 「支給決定通知書」が交付され、応援補助金の支給があった後、開催予定の同窓会の開催をことができなかった場合は、いかなる理由であってもその支給金は返還すること。
- 2 開催日、開催場所等の変更があった場合は、「実績報告書」提出の際、変更があった旨を記入すること。その際、支給要件に該当しない状況であった場合には、支給金の返還を求める場合がある。
- 3 稲人会事務局（人間総合科学大学蓮田キャンパス内）

〒339-8555 埼玉県さいたま市岩槻区馬込1288番地

TEL 048-749-6111 FAX 048-749-6110

E-mail : admin@human.ac.jp

附則 この規程は令和7年8月1日から施行する。

別紙様式

稻人会同窓会応援補助金申込書

稻人会会长様

下記の通り、同窓会を開催しますので応援補助金の支給を申し込みます。

令和 年 月 日

卒業年度	平成・令和	年度 (平成・令和)	年3月卒業)
代表主催者	氏名		
	住所		
	生年月日		
	電話番号 (自宅)	(携帯)	
	メールアドレス		
代表主催者の 口座番号	銀行	支店	普通預金 No.
開催予定日	年	月	日 () 曜日
開催予定場所	名称		
	住所		
	電話番号		
一人当たり会費	円		
同窓会の人数	人 (物故者)	人を含む)	
開催通知を発送 する人数	人		
「稻人会会報」 に写真等の掲載	了承する	了承しない	(どちらかに○印)

※申込期間は毎年4月1日から8月31日まで。その年の10月1日から翌年の9月30日までに開催予定のものが対象となります。

※「稻人会会報」に写真等の掲載の了承がない場合は、補助金の支給はできません。